

企業会計基準委員会 御中

弁護士 明石一秀

9月11日公表の、実務対応報告公開草案代5号について、コメントさせていただきます。

記

1、この度の草案は、問題の多い点のみが強調されているDESの現状に鑑み、適切な指針を示されたものであり、企業再生に関与する立場から、現状の混迷に方向性を打ち出されたものとして、敬意を表します。

2、適用範囲について

この度の指針の適用範囲については「再建支援目的のDESに限定する」ことを明記されることが必要ではないでしょうか。創業赤字の出ているが将来性のある企業などに対するDESは、健全な投資であり、取得原価主義の適用が可能と思われます。

問題は、再建支援の一環としてなされるDESが、資産査定や合理的再建計画の作成もせずに、債権放棄の代用としてなされ、企業行価値の裏づけがない株式が発行される場合です。アメリカ会計においても、再建支援型とそれ以外のケースに分けているようです(神田教授の調査)

3、時価のない株式について

合理的に算定された価格の例として、「将来キャッシュフローの現在割引価値」を例示するのはいかがでしょうか。

配当可能か否か、実質的に債務超過か否かという例示が、ひとつの基準として一人歩きすると困るケースがあります。

時価のない株式について、その価値を合理的に測定できない場合は、時価ゼロとされる点は、適切であると考えます。

4、私見につきましては、企業会計10月号掲載の論文をご参照いただければ幸甚です。